

陳 情 一 覧 表

(令和8年第1回定例会)

【6月議会】

秋田県議会事務局

総 括 表

委 員 会 名	送付件数
総務企画委員会	1
福祉環境委員会	1
農林水産委員会	1
産業観光委員会	0
建設委員会	0
教育公安委員会	1
合 計	4

総務企画委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
2	非核三原則の堅持を求める意見書提出について	■■■■■	5	

福祉環境委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
1-1	熊の無差別駆除の即時停止および共生政策の実施について	■■■■■	7	

農林水産委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
1-2	熊の無差別駆除の即時停止および共生政策の実施について	■■■■■	9	

産業観光委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
	なし			

建設委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
	なし			

教育公安委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
3	高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保について	〃 〃	11	

受理番号	2	提出者	住所	
受理年月日	R8. 5. 21		氏名	
件名	非核三原則の堅持を求める意見書提出について			
要旨	【陳情事項】 秋田県議会として、地方自治法第99条の規程に基づき、非核三原則を堅持し、核兵器のない平和な世界の実現に向け積極的に取り組むよう強く要望する旨の意見書を、国へ提出することを求める。 【陳情理由】 日本は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器の非人道性を世界に訴え続けてきた。その基本理念として、「核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず」という非核三原則は、国是として長年にわたり堅持され、国内外から高く評価されている。 しかし近年、国際情勢の緊張の高まりを背景に、「核共有」や核抑止力強化に関する議論が行われるなど、非核三原則の形骸化につながりかねない動きが懸念されている。 被爆者の高齢化が進む中、核兵器の悲惨さを風化させず、再び広島・長崎の惨禍を繰り返さないためにも、日本政府が非核三原則を堅持し、核兵器廃絶に向けた国際的役割を果たすことが強く求められている。			

【現 況】

1. 非核三原則の経緯と国際条約

昭和 42 年に佐藤栄作内閣総理大臣が表明した「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則は、昭和 46 年の国会決議を経て我が国の「国是」として確立された。さらに、昭和 51 年には核兵器不拡散条約（NPT）を批准したことで、三原則のうち「持たず、作らず」は国際法上の義務となっている。

※核兵器不拡散条約（NPT）

核不拡散・核軍縮・原子力の平和的利用を目的とし、昭和 45 年 3 月に発効。条約締結国は 191 カ国・地域にのぼり、非締結国は、インド、パキスタン、イスラエル、南スーダンの 4 カ国となっている。（令和 8 年 4 月現在）

2. 国際情勢

核開発や核実験の実施が疑われる国々に改善の動きが見られないことに加え、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化などにより、世界規模で安全保障環境は厳しさを増している。このような情勢下、NPT 体制による国際的な核管理の枠組みは、今年 4 月から 5 月に開催された NPT 運用検討会議において、平成 27 年、令和 4 年に続いて 3 回連続で最終文書の採択が見送りになるなど、各国の対立構造が顕在化しており、核軍縮を進める上で極めて困難な状況に直面している。

3. 政府の見解

政府は、令和 4 年 12 月に閣議決定した「国家安全保障戦略」において、「平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない。」と明記している。また、国会答弁等においても、高市内閣総理大臣は歴代内閣の姿勢を踏襲し、非核三原則を政策上の方針として堅持する見解を改めて示している。

（参考）

全国の地方議会では、高市政権発足以降、非核三原則の堅持を求める意見書を国に提出する動きが見られる。

備 考

受理番号	1 - 1	提出者	住所	
受理年月日	R8. 5. 19		氏名	
件名	熊の無差別駆除の即時停止および共生政策の実施について			
要旨	【陳情事項】 1. 熊を安全に山へ戻す施策の徹底 2. 電気柵や境界線の強化による人間との共存環境の整備 3. 人間による廃棄物（野菜・果物など）の一部を利用した共生策の検討 【陳情理由】 近年、人間による森林伐採や開発によって、熊の生息環境は著しく破壊されている。ヒノキ・スギ人工林の拡大やメガソーラー建設などにより、熊の住処や食糧が失われ、人里に降りてくる原因となっている。こうした状況下で熊は、日々を必死に生き抜いている。 しかしながら、現在、子熊や泳いで渡る熊、冬眠中の熊を含む熊たちを対象に、無差別な駆除（春熊駆除）が計画されており、これは倫理的にも、動物福祉の観点からも許されるものではない。 私たちは、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に則り、熊を殺すのではなく保護し、野生動物が生き延びる環境を再生する努力を求める。 前記陳情事項により、人里に降りてくる熊を減らすとともに、熊を含む野生動物との共生が可能となる。残酷な駆除ではなく、科学的・倫理的に妥当な方法を用いることが、地域社会と自然環境の持続可能性を高めると考える。ついては、貴議会において、「熊の無差別駆除の即時停止と、野生動物との共生を目指す政策の検討・実施」を強く要望する。			

【現 況】

1. 熊を安全に山へ戻す施策の徹底

昨年度はクマの大量出没により人身被害者が67人と過去2番目の多さとなり、県民の安全安心が脅かされる深刻な状況となった。このため、秋田県総合計画において「人の生活圏におけるクマによる人身被害者数ゼロ」を掲げ、次の取組を県全体で総合的に推進している。

- ①人の生活圏への出没抑制対策：管理強化ゾーンでの捕獲支援、ドローン等を活用した対策の実証など
- ②出没時の体制整備：鳥獣管理の専門職員の配置、市町村の出没対策への支援など
- ③狩猟者の確保・育成：大型獣捕獲の技術研修、狩猟免許等の取得支援など
- ④住民への情報発信の強化：大量出没時の注意喚起及び広報、出没情報を発信するアプリの開発など

2. 電気柵や境界線の強化による人間との共存環境の整備

農地等への野生動物の進入防止を図るため、農業関係者への研修等を通じて電気柵の設置等の普及啓発を図るとともに、交付金事業の活用による導入を支援している。

また、「第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）」に基づき、人とクマのすみ分けを図るため、県内各地を次の3つの区分によるゾーニング管理を推進している。

- ①防除・排除地域：人の日常生活圏、②コア生息地域：本来のクマの生息域、③緩衝地域：①と②以外の地域

3. 人間による廃棄物（野菜・果物など）の一部を利用した共生策の検討

クマなど野生動物に対し、野菜等を人為的に給餌することは、野生動物の数の増加、人の生活圏への出没や人との軋轢の助長、生態系のバランスの崩壊など様々なリスクがあるため、検討していない。

備 考

受理番号	1 - 2	提出者	住所	
受理年月日	R8. 5. 19		氏名	
件 名	熊の無差別駆除の即時停止および共生政策の実施について			
要 旨	【陳情事項】 森林の再生や果実の実る自然環境の復元 【陳情理由】 近年、人間による森林伐採や開発によって、熊の生息環境は著しく破壊されている。ヒノキ・スギ人工林の拡大やメガソーラー建設などにより、熊の住処や食糧が失われ、人里に降りてくる原因となっている。こうした状況下で熊は、日々を必死に生き抜いている。 しかしながら、現在、子熊や泳いで渡る熊、冬眠中の熊を含む熊たちを対象に、無差別な駆除（春熊駆除）が計画されており、これは倫理的にも、動物福祉の観点からも許されるものではない。 私たちは、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に則り、熊を殺すのではなく保護し、野生動物が生き延びる環境を再生する努力を求める。 前記陳情事項により、人里に降りてくる熊を減らすとともに、熊を含む野生動物との共生が可能となる。残酷な駆除ではなく、科学的・倫理的に妥当な方法を用いることが、地域社会と自然環境の持続可能性を高めると考える。ついては、貴議会において、「熊の無差別駆除の即時停止と、野生動物との共生を目指す政策の検討・実施」を強く要望する。			

【現 況】

1 多様性に富んだ森づくりの推進について

- ・林業・木材産業の成長産業化と森林の多面的機能の持続的な発揮の両立を通じて、森林資源の循環利用とカーボンニュートラルの実現に貢献していくためには、林業経営に適した森林において再造林の確実な実施を促進するとともに、林業経営に適していない森林においては、伐採後の天然更新（広葉樹林化）を図っている。
- ・具体的には、生育が良く路網が整備された植栽適地では再造林を着実に進め、再造林不適地や奥山等においては広葉樹林や針広混交林へ誘導するなど、多様性に富んだ森づくりを推進している。
- ・広葉樹の植栽についても支援しており、令和7年度は約35haの広葉樹が植栽されている。

造林補助事業における広葉樹植栽実績の推移

年度	面積(ha)	主な樹種
令和4年度	23	コナラ、その他
令和5年度	22	コナラ、その他
令和6年度	10	コナラ、その他
令和7年度	35	コナラ、その他

※その他樹種は、ケヤキ、サクラ、クリ、ブナ等

備 考

受理番号	3	提出者	住所	
受理年月日	R8. 5. 25		氏名	
件名	高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保について			
要旨	【陳情事項】 ①高等学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。 教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、生徒が多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。 ②保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。 修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。 ③過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。 教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等をもとに、主に修学旅行・校外学習の内容を確認すること。その際、辺野古周辺の現地視察、抗議活動現場の訪問、座り込み、船舶利用、関連団体等の関与などが含まれていなかったかを確認すること。あわせて、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る行程・教育活動がなかったかを確認すること。 ④③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。 ③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行うこと。その際、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけ、安全管理、保護者説明、政治的中立性への配慮等について、実態を把握すること。また、その結果を今後の指導及び改善に生かすこと。 【陳情理由】 高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、生徒が命の尊さ、戦争の悲惨さ、わが国と地域社会が歩んできた歴史、国際社会の平和の大切さを学ぶ重要な教育活動である。高校生は、社会や政治、国際関係について自ら考え、主権者として判断力を養う重要な時期にある。 平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識、社会認識、主権者としての判断形成に影響を与えるおそれがある。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要である。 教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じている。 本陳情を通じて、高等学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景に			

要 旨	は、令和８年３月１６日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒１名と船長１名が死亡し、１４名が負傷した痛ましい事故がある。 亡くなられた生徒の御遺族は、事故当日の経過についてインターネット上で公表されている。そこでは、学校から家族への事故に関する最初の報告が死亡確認後であったこと、父親が電話越しに娘の死を知り、「心の叫びが声にならない」と記されている。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められる。 さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係、地政学などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られている。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきである。 文部科学省は、令和８年４月７日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めている。また、大阪府教育庁は、府立学校及び大阪府知事認可の私立学校を対象に、過去３年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施した。 なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、日本教職員組合をはじめ、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県あわせて３００団体以上確認できる。自治体内で、中学校・高校の教員が団体や個人で、辺野古移設反対活動への「寄付」を呼び掛けた実態はないのか。こうした反対活動を支援する教員が、教室内や校外学習において、生徒たちの「平和学習」を指導している可能性はないのか。 教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を、改めて確認する必要性を示すものである。 以上、秋田県において、高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、上記のとおり陳情する。
------------	--

【現 況】

①高等学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体を支持し、又は反対することとならないよう留意しながら、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、各校において具体的かつ実践的な指導を行っている。

②保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理の徹底

学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、法令に基づき、各校において「危機管理マニュアル」が作成されており、教育委員会としては、文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」等に基づき、各校への指導を行っている。修学旅行等の実施に当たっては、毎年各学校から実施前に「修学旅行実施届」、実施後に「修学旅行実施報告書」を提出させ、実施のねらいや活動内容、安全管理体制等を適切に教育委員会として把握している。また、緊急連絡網を含む緊急時の対応マニュアルについても各校から報告を求め、「危機管理マニュアル」の点検や必要に応じた改定を行っている。これらを踏まえ、各学校に対しては、旅行の活動内容や安全管理体制、マニュアルによる対応に加え、船舶等を含む交通機関を利用する際における適切な事業者の選定など、具体的な安全確保策について、保護者へ事前に丁寧な説明を行い、理解を得るよう指導している。

③過去の修学旅行・平和学習等の記録の確認

各学校より提出された過去3年間の修学旅行に係る計画書、実施要項、実施報告を確認したところ、該当する校外活動は確認できなかった。政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る行程・教育活動も確認できなかった。

④③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

教員については、その地位を利用した選挙運動や国民投票運動が禁止されていることはもとより、その言動が生徒の人格形成に与える影響は極めて大きいことから、学校の内外を問わず、教員がその立場を利用して特定の政治的立場から生徒に接することがないよう、また、不用意にそのような結果を招くことがないよう、各校に対して適切に指導している。

備 考